

実施要領

第1 事業の概要

1 事業名

「中城村立小中学校 P F I アドバイザリー委託業務」（以下「本業務」とする。）

2 事業目的

中城村内の公立学校4校のうち、中城中学校、中城小学校及び津覇小学校の3校は、築後38～45年が経過しており、施設の老朽化が進んでいる状況にある。特に、津覇小学校においては耐震強度が不足しており、早急な対策が必要な状況となっている。また、近年の村内における人口増加に伴う対応及び将来的な人口減少社会の到来を見据えた適正な規模での公立学校の教育環境整備を行っていくことが必要となっている。

本業務は、本村の公立学校である中城中学校、中城小学校及び津覇小学校の改築整備にあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」が定める事業手法を導入し、民間事業者の創意工夫を活かした良好な教育環境を備えた新設校の整備を実現するため、民間事業者を選定するために必要となる実施方針等の作成から事業契約締結までに必要となる調査、検討及び資料作成の支援並びに契約締結に係る支援等を行うことを目的とする。

3 事業内容

別紙「中城村立小中学校 P F I アドバイザリー委託業務仕様書」のとおり

4 プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

本業務は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」が定める事業手法を導入し、民間事業者の創意工夫を活かした良好な教育環境を備えた新設校の整備を実現するため、民間事業者を選定するために必要となる実施方針等の作成から事業契約締結までに必要となる調査、検討及び資料作成の支援並びに契約締結に係る支援等を行うことが必要となることから、価格競争だけでなくそのノウハウを持つ事業者から独自の提案を受けることができるプロポーザル方式とする。

また、発注方法をプロポーザル方式とすることで、標準的な積算基準がないこの業務について、提案者間で競争原理を働かせ、費用対効果を最大限に発揮させることができるため。

5 提案上限額

上限額：44,088,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6 委託業務期間

契約締結日から令和4年3月31日まで（予定）

第2 プロポーザルに係る事項

1 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、参加申込書の提出日において、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申立てをした者にあつては、更生計画が認可されていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触す

る行為を行っていない者であること。

- (4) 参加申込書提出から選定結果の通知の日までの間、中城村建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 21 年訓令第 15 号）による指名停止処分又はこれに準じる措置を受けていないこと。
- (5) 中城村暴力団排除条例（平成 23 年条例第 14 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員に該当する者でないこと。
- (6) 過去 3 年間（平成 30 年度～令和 2 年度）において、次のアの業務（類似業務を含む。）を受注し、令和 2 年度末までに完了した実績を有していること。
ア PFI アドバイザリー業務
- (7) 上記(6)のアの業務に従事した実績を有し、かつ、参加申込書の提出期限において 3 カ月以上の恒常的な雇用関係がある管理技術者（総合技術管理部門又は建設部門の資格を有する者）がいること。

2 質問及び回答

- (1) 質問期限：公告日から令和 3 年 5 月 12 日（水）17 時 15 分まで
- (2) 質問方法：質問書（様式第 1 号）により、電子メールにて受け付ける。
電子メール：tubasa-a@vill.nakagusuku.lg.jp
※送信時、件名に「**【中城村立小中学校プロポ（質問）】事業者名**」を付けること。
※送信後に、教育総務課まで送信した旨の電話をすること。
※質問は参加申込書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。
- (3) 回答日：令和 3 年 5 月 17 日（月）
- (4) 回答方法：質問内容と合わせ、質問者名等を伏せて、村のホームページ上で回答する。

3 参加申込書提出

- (1) 提出書類
 - ① プロポーザル参加申込書（様式第 2 号）
 - ② 会社の概要が分かる書類（任意様式、パンフレット可）
 - ③ 本業務と同等程度の履行実績が分かる書類（事業実績表及び契約書（履行期間、契約金額、契約者の押印等が確認できるページ）の写し等）
- (2) 提出期限
令和 3 年 5 月 18 日（火）17：15 まで（必着）
- (3) 提出方法
持参、郵送（書留郵便に限る）による。
- (4) 提出部数 各 1 部
- (5) 提出場所
〒901-2493 沖縄県中頭郡中城村字当間 585 番地 1
中城村教育委員会教育総務課 担当者：永田、新垣
TEL：098-895-3276（直通） FAX：098-895-6353
- (6) 参加資格確認結果の通知
参加申込者の提出書類に基づき、参加資格の有無について確認及び審査を行い、その結果を全申込者に書面により通知する。
併せて、参加資格を有する者に対して、提案書等の提出を依頼する。

4 提案書の提出

- (1) 提出書類

- ①提案書（提案様式第1号）
- ②企業概要・事業実績に関する提案書（提案様式第2号）
- ③執行体制、予定担当者の実績等（提案様式第3号）
- ④技術提案（提案様式任意）
- ⑤委託価格（見積価格）に関する提案書（提案様式第4号）

提案書	評価内容	評価のポイント
① 執行体制 ② 予定担当者の実績等	事業実績 担当者実績	① 本業務の遂行するために必要な類似業務実績を有しているか ② 作業従事担当者は、類似業務の実績を有しているか
③ 技術提案	取組方針	① 本業務の特性や目的を理解した内容となっているか ② 本村の現状や課題を理解した企画案となっているか
	実施体制	① 本事業に有効な知識・ノウハウを有しているか ② 本事業を実施できる人員体制となっているか ③ 本事業を遂行するために適切で迅速な工程が設定されているか
	事業内容	① 自社の強みやノウハウを活かした内容となっているか

(2) 提出期限

令和3年5月25日（火） 17時15分まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

(4) 提出部数

正本1部 副本7部（カラーで作成すること。）

(5) その他

- ①提出書類は、A4判縦の左綴じ2穴ファイル綴で横書きとし、各3枚以内とすること。
資料の作成上、A3判を利用した方が確認しやすい場合は、A3判の利用は可。
- ②提出された書類は理由の如何を問わず返却しない。
- ③提案書提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。また、プレゼンテーション当日に新たな資料の追加は認めない。

5 事業者選定までの予定スケジュール

	項目	期間等
1	公募開始	令和3年5月6日（木）
2	質問書の提出期限	令和3年5月12日（水）17時15分まで
3	質問書に対する回答	令和3年5月17日（月）
4	参加申込書の提出期限	令和3年5月18日（火）17時15分まで
5	参加資格確認結果の通知	令和3年5月19日（水）
6	提案書の提出期限	令和3年5月25日（火）17時15分まで
7	プレゼンテーション・ヒアリング実施	令和3年6月1日（火）予定
8	選定結果の通知・公表	令和3年6月3日（木）予定
9	契約内容の調整	令和3年6月4日（金）予定

6 プレゼンテーション

- (1) 出席者 3名以内とする。
- (2) 実施時間 25分以内とする。(提案書説明15分、質疑応答10分程度、機器等の設置・撤去時間を含む)
- (3) 設 営 パソコンを使用する場合は、事前連絡の上、提案者が準備すること。
- (4) そ の 他 順番は提案書の受け付け順とする。

※プレゼンテーションは、コロナ感染対策の観点からオンラインでの開催とする。

7 選考方法及び選考基準

選定するにあたり、参加申込者のうち参加資格を有する者に対し、提案書の提出を依頼するとともに、プレゼンテーション・ヒアリングを実施し、選定委員会による審査を行う。

すべてのプレゼンテーション終了後、次に掲げる審査項目、配点に基づき、選定委員が採点した合計得点を集計し、最高得点者を候補者として選定する。なお、最高得点者が複数いる場合には、その中の見積額の一番低い者を選定する。

(1) 評価基準及び配点

No.	評価基準	配点
1	提案企業概要・事業実績に関する提案書	10点
2	執行体制、予定担当者の実績等に関する提案書	10点
3	技術提案書	55点
4	委託価格に関する提案書	10点
5	その他	15点
	合 計	100点

(2) 審査過程の非公開

選定委員会は非公開とする。

また、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

(3) 参加者の欠格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合
- ②本実施要領に違反があった場合
- ③公正に欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合
- ④提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- ⑤正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- ⑥公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- ⑦その他、選定委員会が不相当と認めた場合

(4) 選定結果の通知・公表

選定結果は、全提案者へ書面により通知する。

併せて、村のホームページにおいて、契約候補者名を公表する。

8 契約内容の調整

契約候補者と村との協議により、業務内容等について調整を行い、仕様を確定させる。なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

9 契約の締結

委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約候補者と契約を締結する。

10 業務の一括再委託

業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、村と協議の上業務の一部を委託することができるものとする。

11 個人情報保護

中城村個人情報保護条例に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

また、本業務により取得した個人情報は、業務終了後直ちに村に引き渡すものとする。

12 守秘義務

本業務を行うにあたり、業務上知りえた情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本業務終了後も同様とする。

13 その他

- ① 本プロポーザルに係る費用は、すべて参加業者の負担とする。
- ② 参加業者が 1 社であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該参加業者を契約の相手方として選定する。
- ③ 提出された書類等は、中城村情報公開条例に基づき、公開することがある。

14 問合せ先

〒901-2493 沖縄県中頭郡中城村字当間 585 番地 1 (中城村役場 3 F)

中城村教育委員会教育総務課 担当者：永田、新垣

TEL：098-895-3276 (直通)

FAX：098-895-6353 メール：tubasa-a@vill.nakagusuku.lg.jp